

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 告示

### 鳥取県告示第五百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九  
条の規定による医療機関を次のように指定した。

昭和三十三年十一月四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男

### 目次

- ◇ 告 示 医療機関の指定  
豚コレラ予防注射の実施
- ◇ 教委規則 土地改良事業計画書の縦覧  
技能労務職員の給与に関する規則の一部  
改正
- ◇ 公 告 ふぐ調理士試験の実施

診療科名	名 称	所 在 地	指定年月日	開設者氏名
外科、皮膚科、肛門科	太田医院	米子市東町六〇	昭和三十三年九月二十日	太田 敏朗
齒科	岡田齒科医院	蚊屋二九〇の一	九月二十五日	岡田善太郎
"	タナカ齒科医院	鳥取市川外大工町一五の二	十月四日	田中 隆正
"	田村齒科医院	東品治町二二一	"	田村 威
"	中村齒科医院	一七〇の一	"	中村 忠文

鳥取県告示第五百十八号  
 次のように豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、豚の所有者に対して注射をうけることを命ずる。

昭和三十三年十一月四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男

- 一 実施の目的 豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 豚。ただし、生後四十日及び分娩前後一箇月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法 豚コレラ予防液皮下注射

別表  
 実施期日 実施区域 実施場所

十一月十日	倉吉市上井	同上
十一月十一日	西郷	同上
十一月十二日	小鴨	同上
十一月十三日	倉吉	同上
十一月十四日	上北条	同上
十一月十四日	上小鴨	同上
十一月十三日	灘手	同上
十一月十四日	北谷	同上
十一月十四日	社	同上
十一月十四日	東伯郡羽合町長瀬	同上
十一月十四日	浅津	同上
十一月十七日	橋津	同上
十一月十七日	宇野	同上
十一月十七日	泊村	同上
十一月十八日	東郷町舍人	同上
十一月十八日	東郷、松崎	同上
十一月十八日	花見	同上
十一月十八日	三朝町三朝	同上

十九日	三朝町旭	南谷	関金町矢送
二十日	北条町下北条	中北条	大栄町大誠
二十一日	栄		
二十四日	由良町大谷、妻波	由良宿、別所	東伯町浦安
二十五日	下郷	八橋	赤碕町成美
二十六日	上中山		西伯郡中山町下中山
二十七日	赤碕町赤碕		東伯郡東伯町八橋

鳥取県告示第五百十九号

昭和三十三年九月一日付で所子土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとするかんがい事業については、審査の結果、その計画を適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十三年十一月四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男

一 縦覧期間

昭和三十三年十一月四日から同年十一月二十三日までの二十日間とする。

二 縦覧場所

西伯郡大山町大字所子 所子土地改良区事務所

安田

教育委員会規則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年十一月四日

鳥取県教育委員長職務代行者

山 俣 博

鳥取県教育委員会規則第十二号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「扶養手当、」の下に「通勤手当、」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

公 告

鳥取県調理士条例（昭和三十年四月鳥取県条例第二十四号）第三条の規定により鳥取県ふぐ調理士試験を次の要領により実施する。

昭和三十三年十一月四日

鳥取県知事職務代行者

鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男

要 領

一 受験資格  
鳥取県調理士条例第二条第一項の規定による鳥取県調理士免許者である者

二 受験手続

（一）願書の受付期間

昭和三十三年十一月十一日から同年十一月二十日まで

（二）受験願書の添付書類及び提出先

受験願書に次の書類を添付して所轄保健所に提出す

ること。

1 履歴書（現在の就業状況も判然とするように記載すること。）

2 鳥取県調理士免許証の写（昭和三十三年第一回及び第二回調理士試験合格者は保健所長の証明書）

3 写真三葉（名刺型正面脱帽上半身で最近六箇月以内に写したものに限り）

三 試験科目

（一）ふぐ及びふぐ毒に関する知識

（二）ふぐ調理

四 筆記試験実施期日

昭和三十三年十一月二十五日（火曜日）午前十時

五 筆記試験場所

鳥取市西町 鳥取県立鳥取図書館講堂

米子市加茂町 米子商工会議所

六 実地試験

日時、場所については筆記試験当日、試験場で示す。

七 試験当日の携行品

（一）筆記試験当日 受験票、筆記用具及び上草履

（二）実施試験当日 受験票、白帽、白衣（前掛を含む）出双、薄刃耐水性はきもの

八 試験手数料 五百円（受験願書に鳥取県収入証紙をはりつけること）

九 合格者の発表

実地試験終了後十日以内に所轄保健所に掲示する。

十 受験に関する照会はすべて所轄保健所によること。